

2 平成28年度歳入予算のあらまし

自主財源と依存財源

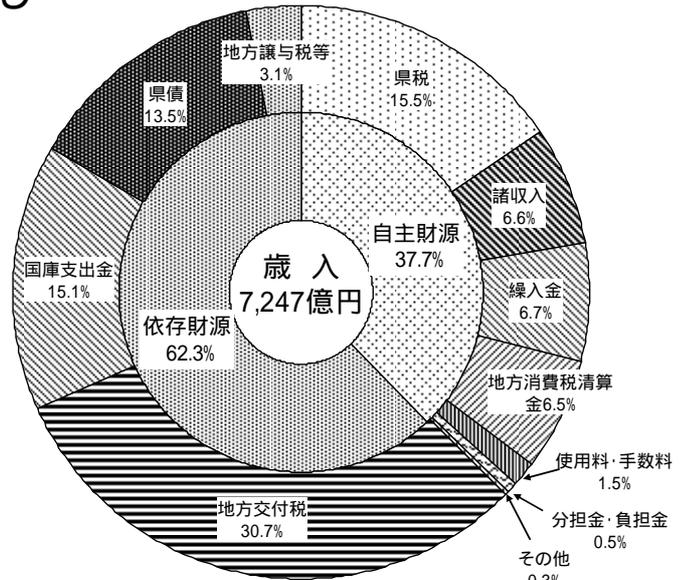
県の歳入には、県自らの手で確保できる収入（自主財源）と、国から定められた額が交付されたり、割り当てられたりする収入（依存財源）があります。

本県は、歳入に占める県税の割合が少なく、自主財源の割合は37.7%に留まっており、地方交付税や国庫支出金などに歳入の多くを依存しています。

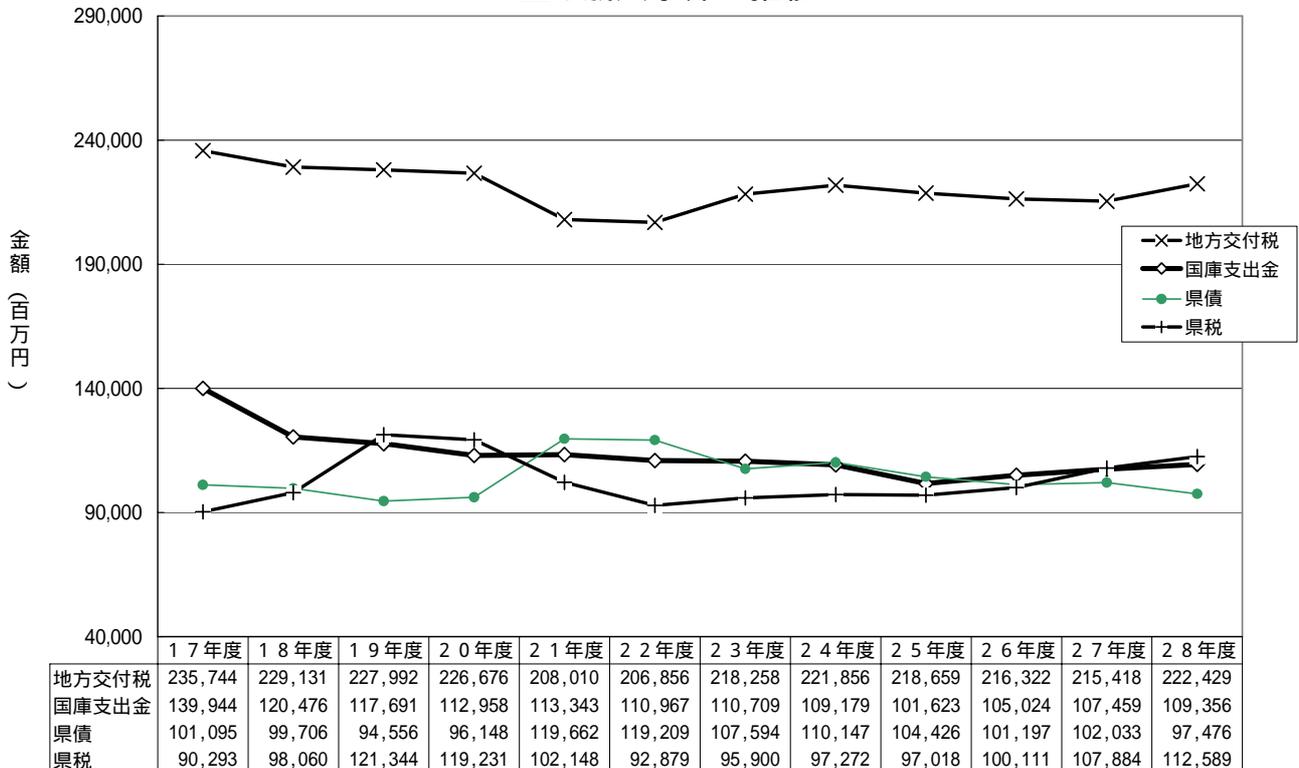
主な歳入の当初予算額の推移は次のとおりです。

平成28年度は、県税収入については、景気回復などによる法人事業税の増加などで4.4%の増を見込んでおります。

一方、地方交付税については、地方財政計画において、地方税収が増収となる中で、「まち・ひと・しごと創生事業費」が引き続き措置されるなどにより、3.3%の増を見込んでおりますが、地方交付税の振り替えである臨時財政対策債との合計額（実質的な地方交付税）については、国勢調査人口の置換や佐世保市の中核市移行の影響を見込む一方、税収の伸びが全国ほど見込めないことから前年度同額程度と見込んでおります。



主な歳入予算の推移



県債は借換分除く
22年度は6月補正後

平成28年度一般会計歳入予算

(単位：千円、%)

年度 款別	平成27年度		平成28年度		増減(C) (B)-(A)	伸び率 (C)/(A)
	当初予算(A)	構成	当初予算(B)	構成		
1 県 税	107,884,100	15.6	112,588,800	15.5	4,704,700	4.4
2 地方消費税清算金	44,144,000	6.4	47,351,000	6.5	3,207,000	7.3
3 地方譲与税	24,514,000	3.5	21,192,000	2.9	3,322,000	13.6
4 地方特例交付金	336,000	0.0	357,000	0.0	21,000	6.3
5 地方交付税	215,418,000	31.1	222,429,000	30.7	7,011,000	3.3
6 交通安全交付金	468,000	0.1	444,000	0.1	24,000	5.1
7 分・負担金	3,201,206	0.5	3,710,194	0.5	508,988	15.9
8 使用料・手数料	10,201,618	1.5	11,063,565	1.5	861,947	8.4
9 国庫支出金	107,459,307	15.5	109,356,444	15.1	1,897,137	1.8
10 財産収入	1,947,207	0.3	2,033,778	0.3	86,571	4.4
11 寄附金	26,133	0.0	52,035	0.0	25,902	99.1
12 繰入金	31,157,009	4.5	48,628,605	6.7	17,471,596	56.1
13 繰越金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
14 諸収入	44,010,760	6.3	48,020,040	6.6	4,009,280	9.1
15 県 債	102,032,933	14.7	97,475,733	13.5	4,557,200	4.5
合 計	692,800,274	100.0	724,702,195	100	31,901,921	4.6

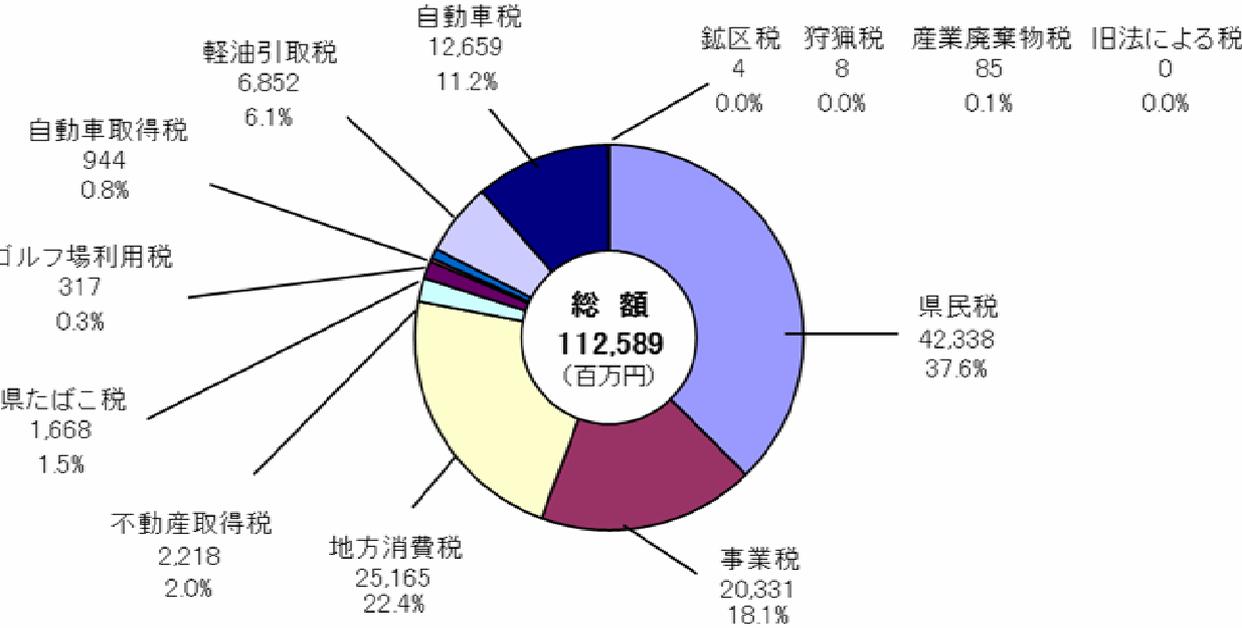
県税

県税は、県の行政に要する経費を賄うため法令の規定に基づいて徴収するもので、県内の住民や施設、県内に事務所を有する法人や県内における利用行為等に対して一定の負担を求めるものです。平成28年度の県税の予算額は1,126億円で、歳入予算総額の15.5%にあたり、県の自主財源の中では大きなウエイトを占めていますが、平成28年度地方財政計画の歳入に占める地方税の構成比45.1%を大幅に下回っています。

普通税と目的税 県税には、県民税をはじめとする13種類の税目があり、これを大きく分けると普通税と目的税に分類されます。普通税とはその用途に制限がない税で、県民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車取得税、軽油引取税、自動車税、鉦区税がこれにあたります。これに対して目的税とは用途が特定されている税で、狩猟税が鳥獣保護及び狩猟に関する費用に、産業廃棄物税が産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進等の施策に要する費用に充てることとされています。自動車取得税及び軽油引取税は、以前は目的税でしたが、平成21年度における道路特定財源の一般財源化に伴い、普通税となりました。

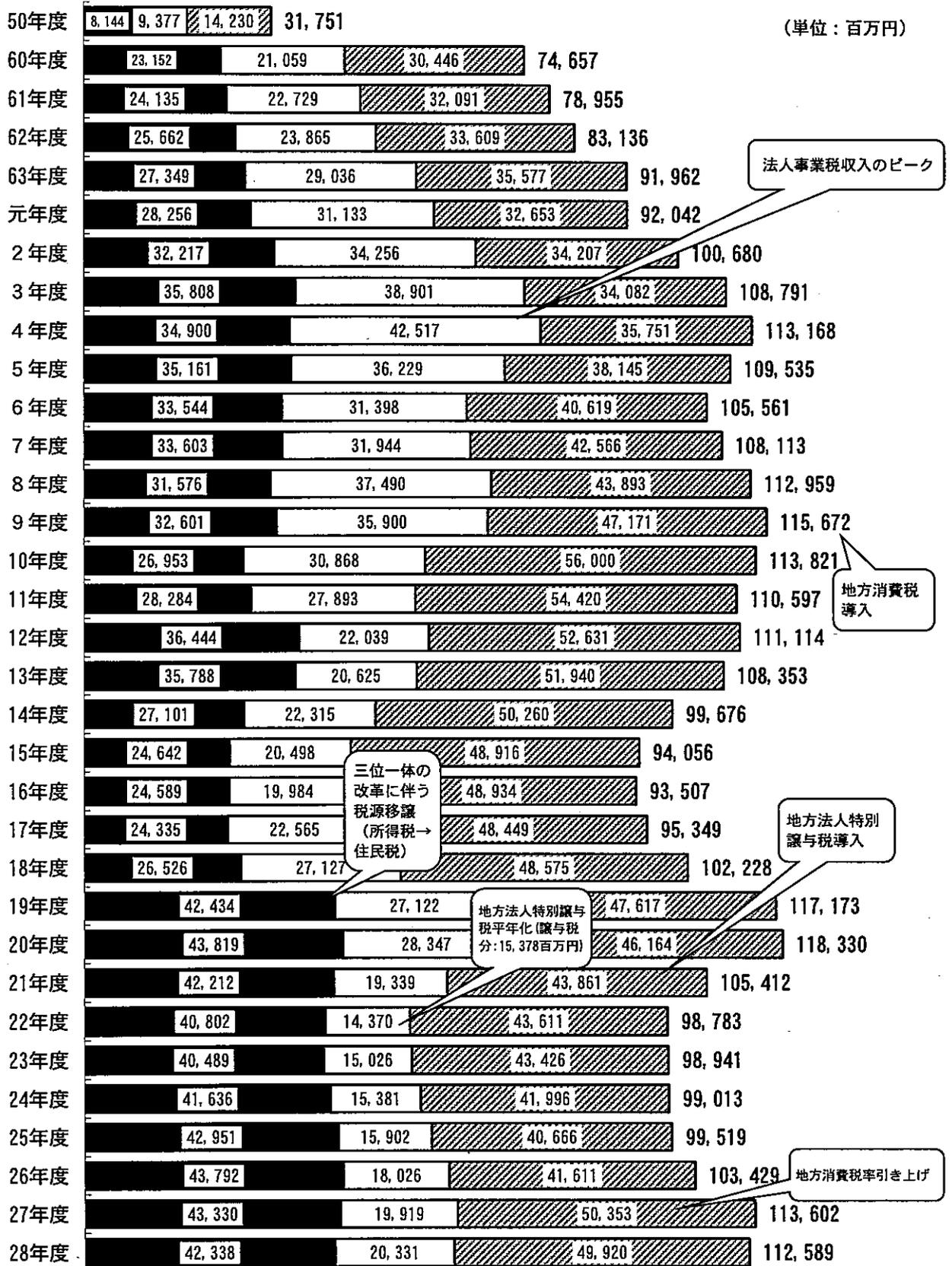
直接税と間接税 また、県税は、税負担の態様によって直接税と間接税に分類されます。直接税とは、県民税のように税を納める者と税を負担する者が同一であるものをいい、これに対して間接税とは、地方消費税のように両者が異なる税をいいます。

平成28年度予算の構成比



(注) 旧法による税: 特別地方消費税、軽油引取税(目的税から普通税への変更のため)

県税収入の推移（決算額）



※ただし、27年度は決算見込額、28年度は当初予算額。

■ 県民税 □ 事業税 ▨ その他の税

歳入確保の取組と 消費税引き上げに係る増収分の使途

1 「ふるさと納税」(ふるさと長崎応援寄付金)

「ふるさと」に貢献したい、「ふるさと」を応援したいという納税者の思いを活かすことができるよう、個人の住民税を一定限度まで控除する、いわゆる「ふるさと納税」制度が平成20年度に創設されました。「ふるさと納税」とは、ふるさとの都道府県や市町村へ贈る寄付金のことです。

寄付総額 1,312万5千円、寄付件数720件(平成26年度実績)

長崎県に対する寄付金の主な使いみち

- ・ しまや半島の癒し溢れる自然景観の保全や地域振興の支援
- ・ 世界遺産登録の推進
- ・ 郷土の歴史・文化資源の発掘活用と芸術文化を活かしたまちづくりの推進
- ・ 青少年のスポーツ強化
- ・ お年寄りや将来を担う子供たちへの安全・安心な暮らしの提供
- ・ その他長崎県の発展に寄与する施策

2 地方消費税の引き上げに係る増収分の使途

平成26年4月から、消費税率が5%から8%に引き上げられたことに伴い、消費税に占める地方消費税の割合が従前の1%から1.7%に引き上げられました。平成28年度の本県における引き上げ分の地方消費税収は約99億円(市町への地方消費税交付金を除く)となり、増収分は少子化対策のほか介護保険、国民健康保険、高齢者医療などの社会保障施策に活用されています。

《引き上げ分の地方消費税収の活用》

(単位:億円)

主な社会保障関係費(県負担額)		764
子ども子育て支援	地域子ども子育て支援新制度関係	84
障害者福祉	障害者自立支援給付費	72
介護保険	介護保険法定給付対策費	191
国民健康保険	国保・県財政調整交付金等	157
高齢者医療	後期高齢者医療費県費負担金等	216
その他の医療	乳幼児医療費助成費、障害者医療対策費等	44



地方譲与税

地方譲与税とは、国が徴収した特定の税目の税収を一定の基準により地方団体に譲与するものをいいます。平成21年度における道路特定財源の一般財源化に伴い、地方道路譲与税の名称が地方揮発油譲与税に改められ、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税の用途制限は廃止されました。

地方揮発油譲与税 国は揮発油に対して揮発油税と地方揮発油税を課税していますが、地方揮発油税は地方揮発油譲与税として地方団体に譲与されることになっており、総額の58%が都道府県及び指定都市に、残り42%が市町村に対し、道路の面積及び延長であん分して譲与されます。本年度の本県への譲与額は、19億3,900万円を見込んでいます。

石油ガス譲与税 国は自動車燃料として広く使用されるようになった液化石油ガス(LPG)に対して石油ガス税を課税していますが、その収入の半分に相当する額が道路の面積及び延長であん分して都道府県及び指定都市に譲与されます。本年度の本県への譲与額は、1億800万円を見込んでいます。

航空機燃料譲与税 国は航空機燃料に対して航空機燃料税を課税していますが、その収入の9分の2に相当する額が航空機騒音障害の防止、空港周辺地域の環境整備等の財源として地方団体に譲与されることになっており、5分の1が空港関係都道府県に、残り5分の4が空港関係市町村に対し、それぞれ着陸料の収入額及び騒音が著しい地区内の世帯数であん分して譲与されます。本年度の本県への譲与額は、1,900万円を見込んでいます。

地方法人特別譲与税 平成20年度に、税制の抜本的な改革が行われるまでの間の措置として、地方法人特別譲与税が創設されました。偏在性の高い法人事業税の一部を国に移し、その分を人口及び従業者数であん分して都道府県に譲与するもので、平成21年度から譲与が開始されました。本年度の本県への譲与額は、191億2,600万円を見込んでいます。

地方交付税

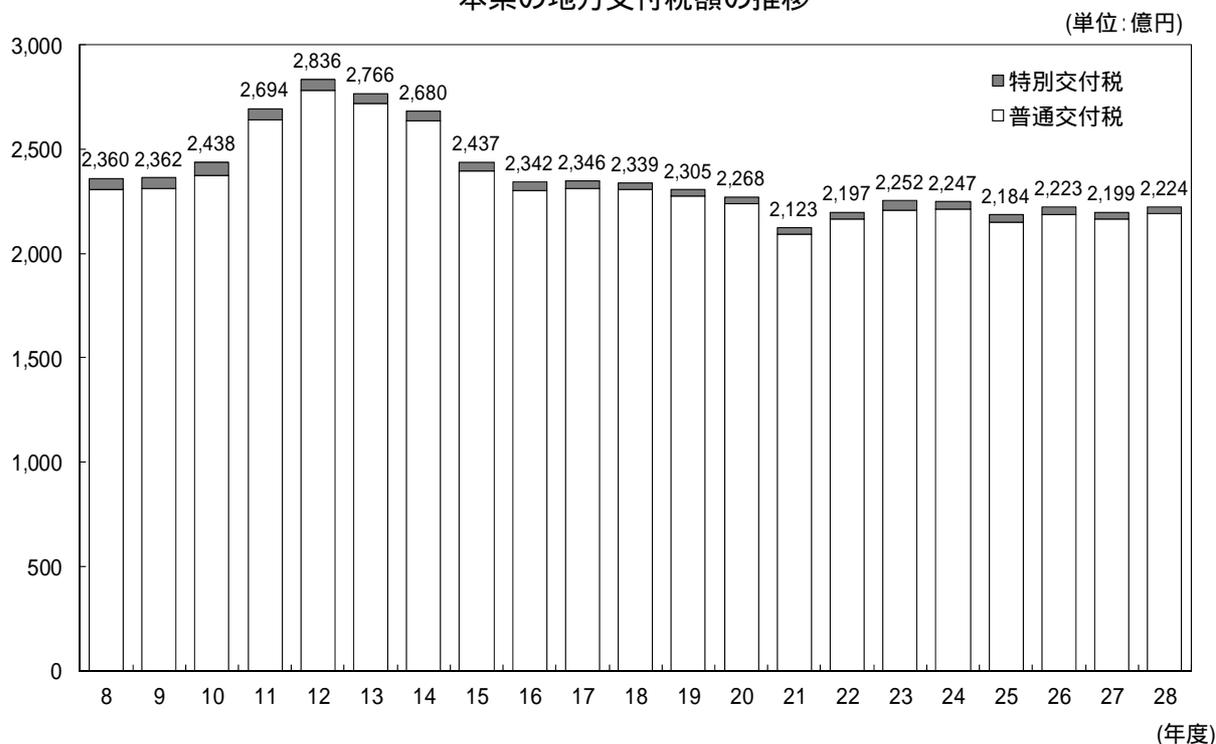
県及び市町村は、住民生活に直結する広範な分野にわたる行政サービスを提供していますが、これに要する税等の収入は各地方団体によって格差が生じております。このような不均衡を是正し、いかなる地方団体においても一定の行政水準が確保できるよう、その必要とする財源を全国的に調整し、保障しようとする制度が地方交付税制度です。すなわち、本来地方団体に振り向けられるべき税収の一部を国に留保し、各地方団体の財政需要と収入の状況に応じて配分・交付されるものが地方交付税です。

なお、その総額は、所得税及び法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の22.3%と地方法人税の収入額を加えたものと定められています。

普通交付税 各地方団体が標準的な行政を行うのに必要な財源を保障するため、合理的なルールによって算定した一般財源所要額（基準財政需要額）から同じく合理的なルールによって捕捉した税収額（基準財政収入額）を差し引いた財源不足額に対し交付されるものが普通交付税で、交付税額の94%にあたります。

特別交付税 残余の6%に相当するものが特別交付税で、一定のルールに基づいて算定される普通交付税では十分捕捉できない各地方団体の特殊事情から生じた財政需要に応じて配分されます。

本県の地方交付税額の推移



28年度は当初予算

地方財政を支える地方交付税！

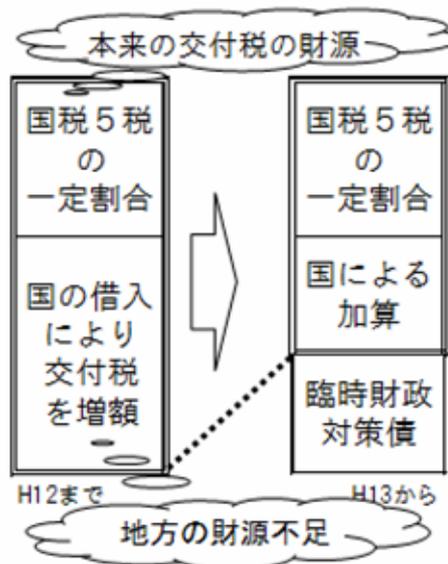
長引く景気低迷の中、地方自治体は財源不足の状態が続いており、この不足額を補てんするため、平成12年度までは国（交付税及び譲与税配付金特別会計）が借入れを行い地方交付税を増額して地方に配分してきました。

ところが、国の借入残高が大きくなり過ぎたことなどから、平成13年度に、これまでの国が借入れを行う方式から、地方自治体が自ら借金をして財源を調達する方式に切り替えられました。この借金の名称を臨時財政対策債と呼びます。（臨時財政対策債は後年度に地方交付税で100%措置）

また、三位一体改革（H16～18）により地方交付税が全国で5.1兆円（本県分306億円）削減され、厳しい財政運営が続いています。

本県は、県税などの自主財源に乏しく、歳入の多くを地方交付税や国庫支出金に依存しています。なかでも、一般会計歳入に占める割合が30.7%となっている地方交付税（臨時財政対策債も含めると34.9%）は大変貴重な財源です。

今後、社会保障費や公債費の増嵩が見込まれ、地方交付税の更なる充実強化が求められます。また、将来の地方財政の健全性を確保するためにも、臨時財政対策債の発行によらず、地方交付税の法定率の引上げ等により、必要な一般財源の総額を確保する必要があります。



地方交付税額及び臨時財政対策債発行額の推移



	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
■ 臨時財政対策債	461	581	467	453	488	421	374	305
■ 地方交付税	2,123	2,197	2,252	2,247	2,184	2,223	2,199	2,224
合計	2,584	2,778	2,719	2,700	2,672	2,644	2,573	2,529

※28年度は当初予算額

国庫支出金

地方団体が行わなければならない事務事業のうち、主として国の事務的性格を有するものや国と利害関係があるもの及び国の施策や県の財政上特別の必要があるものなどについては、その費用の一部又は全部を国が支出することとされており、これを国庫支出金といいます。

また、国庫支出金は大きく分けて次の3つがあり、今年度は合わせて1,093億5,644万円を計上しています。

国庫負担金 地方団体が法令の定めるところにより実施しなければならないとされている事務事業のうち、全国的に一定の水準を維持し、併せて地方団体の財政負担を軽減するため、国と地方団体との間の経費負担区分に基づき国が支出するものです。

国庫補助金 国が特定の事務事業の実施を奨励し、又は助長するために交付するものと、地方団体の財政を援助するために交付するものがあります。

国庫委託金 本来的に国が直接実施すべき事務事業を執行の便宜上地方団体に委託するなど、専ら国の利害に関係がある事務事業の必要経費をその委託のつど交付するものです。

平成28年度国庫支出金の内訳

(単位：千円、%)

区 分	年 度		増減(C) (B) - (A)	増減率 (C)/(A)
	平成 27 年度 当初予算(A)	平成 28 年度 当初予算(B)		
義務教育費負担金	22,678,774	22,166,308	512,466	2.3
生活保護費負担金	1,564,586	1,699,928	135,342	8.7
児童保護費負担金	2,529,950	2,159,399	370,551	14.6
結核医療費負担金	15,436	13,555	1,881	12.2
精神衛生費負担金	1,443,228	1,494,028	50,800	3.5
普通建設事業費支出金	48,717,534	50,545,912	1,828,378	3.8
災害復旧事業費支出金	2,345,932	2,571,941	226,009	9.6
委 託 金	4,072,972	3,429,983	642,989	15.8
(1) 普通建設事業	274,487	260,204	14,283	5.2
(2) そ の 他	3,798,485	3,169,779	628,706	16.6
そ の 他	24,090,895	25,275,390	1,184,495	4.7
合 計	107,459,307	109,356,444	1,897,137	1.8

県債

地方団体が行う様々な事業に要する経費は、通常、県税、地方交付税等の一般財源や国庫支出金、使用料、手数料などの特定財源によって賄われています。しかし、大規模な建設事業や災害復旧事業など一時に多額の経費を要する事業は、通常これらの収入だけでは賄いきれません。このような場合には、外部から資金を調達（借金）し、年度を超えて返済せざるを得ないわけですが、これを地方債（県債）と呼んでいます。

地方債のはたらき 地方債には次のようなはたらきがあります。

財政負担の年度間調整を図ることができ、計画的な財政運営が可能になる。

世代間の負担の公平を図ることができるほか、受益者負担の機能がある。

その他、財源不足額の補てん等、応急的な財源補完の機能がある。

地方債の制限 しかし、地方債は、一時的な財源調達手段としては便利なものですが、あくまでも借金であり、将来元金と利息を償還しなければなりません。つまり、住民負担を後年度に繰延べるにすぎないものでありますので、地方団体が安易に財源調達を地方債に求める場合には、将来の財政運営を危うくすることになりかねません。このため、地方債を起すことができるのは、原則次の5つの経費に限られています。すなわち、

交通事業、水道事業等の公営企業に必要な経費

出資金及び貸付金

災害復旧関係事業費

文教施設、厚生施設、土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費

地方債の借換 に要する経費です。

地方債の資金 地方債の資金を借入先別に分類すると政府資金、機構資金、民間資金に大別されます。政府資金は、財政融資資金など国から借入れる資金です。機構資金は、地方公共団体金融機構から借入れる資金です。民間資金については、一般の市中銀行等から調達する銀行等引受資金と全国の投資家などから調達する市場公募資金があります。

地方債の発行 地方債を発行するには、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を予算で定め、議会の審議を経ることとなっているほか、総務大臣に協議等を行わなければなりません。これは、地方債の円滑な発行の確保、地方財源の保障、地方財政の健全性の確保等を図る観点からとられている措置です。

本県の県債発行額の推移 本県の県債発行額の推移は次表のとおりです。平成28年度の一般会計当初予算における県債発行予定額は974億7,600万円となっております。

県債発行額の推移

(単位：百万円、%)

区 分	24 年 度 (決算額)		25 年 度 (決算額)		26 年 度 (決算額)		27 年 度 (決算見込)		28 年 度 (当初予算)	
	発行額	対前年 度 比	発行額	対前年 度 比	発行額	対前年 度 比	発行額	対前年 度 比	発行額	対前年 度 比
一般会計	113,251	10.1	99,751	11.9	93,215	6.6	97,112	4.2	97,476	0.4
特別会計	35,037	53.3	69,174	97.4	48,508	29.9	31,453	35.2	57,614	83.2
企業会計	465	18.0	336	27.7	481	43.2	458	4.8	742	62.0
計	148,753	17.8	169,261	13.8	142,204	16.0	129,023	9.3	155,832	20.8

平成28年度の県債発行予定額の主な内訳

一般会計

- ・ 漁港、港湾、河川、道路整備等の公共事業 109 億 4,740万円
- ・ 公営住宅建設事業 6 億 7,660万円
- ・ 公園、道路や県有施設整備などの一般単独事業 126 億 7,280万円
- ・ 地方一般財源の不足に対処するために発行される
臨時財政対策債 304 億 6,100万円
- ・ 地方財源の不足に対処するための暫定処置としての
財源対策債 85 億 2,100万円
- ・ 行政改革による財政の健全化を図るために発行される
行政改革推進債 55 億 220万円
- ・ 職員の退職手当の財源の一部として発行される退職手当債 33 億 1,280万円

特別会計

- ・ 港湾施設整備特別会計外4会計事業 576 億 1,440万円

企業会計

- ・ 交通事業 7 億 4,200万円

その他の収入

地方特例交付金 住宅ローン減税を、所得税だけでなく住民税からも行えるようになったことに伴う地方税の減収分を補てんするもの（減収補てん特例交付金）です。

本年度は3億5,700万円を見込んでいます。

交通安全対策特別交付金 昭和43年7月に発足した交通反則金制度において国が違反運転者から徴収した反則金を、交通安全対策特別交付金として、都道府県及び市町村に交付するものです。この交付金は、道路交通安全施設整備の費用に充当することとされており、人口集中地区人口や交通事故発生件数等によって配分されることになっています。

本年度は4億4,400万円を見込んでいます。

分担金と負担金 分担金は、地方団体が特定の事業に充てるため、その事業によって利益を受ける者から受益の程度に応じて徴収するもので、本年度は4億9,533万円を計上しています。

負担金は、県が実施する事業によって利益を受ける市町村から受益の程度に応じて経費の一部負担を求めるもので、今年度は32億1,486万円を計上しています。

使用料と手数料 使用料は、地方団体が設置・管理している行政財産や公の施設の利用者からその施設の使用料として徴収するもので、今年度は88億4,954万円を計上しています。

手数料は、地方団体が特定の人のために事務を行ったときにその人から徴収するもので、実費弁償的なものであり、今年度は22億1,401万円を計上しています。

その他 以上のほか財産収入（県有財産の貸付料や売払代金）、寄附金、繰越金、諸収入（預金利子、貸付金利子、その他の雑収入）等があります。